

事務連絡
平成30年10月22日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

データ提出加算に係る経過措置及び届出状況について

標記について、平成30年度診療報酬改定においてデータ提出加算の届出を要件とする入院基本料の範囲が拡大されたところですが、その内、回復期リハビリテーション病棟入院料5、6及び療養病棟入院基本料については許可病床数が200床以上の場合に限りデータ提出加算の届出を要件としたところです。また、データ提出加算を届け出るためにはデータ作成のために一定の期間を要することから、平成31年3月31日(許可病床が50床未満又は保有する病棟が1のみである場合は平成32年3月31日)までの経過措置を設けています。

今般、平成30年9月26日に開催された中央社会保険医療協議会において、回復期リハビリテーション病棟入院料5、6及び療養病棟入院基本料を届け出る医療機関におけるデータ提出の取扱いについて、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

また、以前にもご案内のとおり、経過措置の期間が平成31年3月末までとなっている入院基本料を届け出る医療機関が、平成31年4月以降も引き続き当該入院基本料を算定するためには平成30年度中にデータ提出加算を届け出る必要があります。具体的な手続き等について、改めてお知らせいたしますので、管内の医療機関の届出状況を把握の上、未対応の医療機関に注意喚起を行うなど、その取扱いに遺漏のないようご対応のほどよろしくお願いいたします。

記



1 データ提出加算の届出を要件とする入院基本料の取扱い

(1) 回復期リハビリテーション病棟入院料5、6及び療養病棟入院基本料におけるデータ提出加算の届出について

当該入院基本料を算定する病床を有する医療機関については、データ提出が要件となる病床の数が200床以上の場合は平成31年3月31日まで、当該病床数が200床に満たない場合は平成32年3月31日までの間に限り、入院基本料におけるデータ提出加算の届出がなされているものとみなす。

なお、データの提出にあたってはデータ提出加算が要件となる入院料を届け出る病棟分だけでなく、全病棟分のデータの提出が必要となることに留意すること。

【例①】

療養病棟入院基本料2	250床	計 350床
精神病棟入院基本料	100床	

データ提出が要件となる病床（点線囲い部分）の数が200床以上のため、引き続き当該入院基本料を算定するためには平成31年3月31日までにデータ提出加算の届出が必要

【例②】

回復期リハビリテーション病棟入院料6	70床	計 420床
療養病棟入院基本料2	150床	
精神病棟入院基本料	200床	

データ提出が要件となる病床（点線囲い部分）の数が200床以上のため、引き続き当該入院基本料を算定するためには平成31年3月31日までにデータ提出加算の届出が必要

【例③】

回復期リハビリテーション 病棟入院料 5	50床	計 250床
療養病棟入院基本料 1	100床	
精神病棟入院基本料	100床	

データ提出が要件となる
病床（点線囲い部分）の
数が200床未満のため、今
回の取扱いにより平成31年3
月31日までのデータ提出
加算の届出は不要

【例④】

回復期リハビリテーション 病棟入院料 5	20床	計 180床
療養病棟入院基本料 1	100床	
急性期一般入院料 4	60床	

データ提出が要件となる
病床（点線囲い部分）の
数が200床未満であるが、
病床数に関わらずデータ
提出加算が要件となる入院
基本料を届け出る病床が
あるため（白抜き部分）、
引き続き当該入院基本料
を算定するためには平成
31年3月31日までにデータ
提出加算の届出が必要

(2) 平成31年3月末までの経過措置対象入院基本料

平成30年3月31日時点で旧医科点数表に基づく以下の入院基本料を算定している場合で、引き続き平成31年4月以降もデータ提出加算を要件とする入院基本料を算定する場合には平成30年度中に当該加算に係る届出が必要となる。

ただし、回復期リハビリテーション病棟入院料5、6及び療養病棟入院基本料を算定する場合で、当該病床の数が200床未満の場合には1(1)のとおり取り扱われることから、今年度中のデータ提出加算の届出は要しない。

- 一般病棟入院基本料 10 対 1 入院基本料（許可病床数が 200 床未満に限る）
- 療養病棟入院基本料 1 及び 2
- 特定機能病院入院基本料 一般病棟 10 対 1 入院基本料（許可病床数が 200 床未満に限る）
- 専門病院入院基本料 10 対 1 入院基本料（許可病床数が 200 床未満に限る）
- 回復期リハビリテーション病棟入院料

(3) その他

- 1 (1) の取扱いについては、追って告示等の改正を行うこととしている

2 データ提出加算の届出について

(1) データ提出加算届出までの流れ

- ① 様式40の5 データ提出開始届出書を提出
- ② 試行データの作成及び提出
- ③ ②で提出した試行データが適切に作成された医療機関あてにデータ提出事務連絡を発出
- ④ 様式40の7 データ提出加算に係る届出書を提出
- ⑤ データ提出加算の算定及び本データの提出を開始

(2) 留意事項

- 2 (1) ①の様式40の5について、平成30年度中は残り2回の期限が設定されているが、データ提出加算を平成30年度中に届けるためには第3回目の期限である平成30年11月20日（火）までの提出が必須であること（第4回目の期限である平成31年2月20日での提出では今年度中に加算の届出は不可）
- 試行データは本データに準じた取扱いとするため作成及び提出に当たっては「平成30年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料」を参照すること
- 試行データが提出期限までに提出されなかった場合、また、調査実施説明資料に定められた方法以外での提出や提出されたデータに不備があった場合等は、データ提出の実績が認められないこと

(3) 参考資料

- 中央社会保険医療協議会資料（平成30年9月26日開催分）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000360239.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000360240.pdf>
- 平成30年度における「データ提出加算」の取扱いについて
(平成30年4月25日付け事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000349591.pdf>
- 平成30年度データ提出加算に係る説明会資料
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2018/04/dl/tp20180419-2.pdf>
- 平成30年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000202618.pdf>

